

平成29年度 狭山市立中央中学校

新入生保護者会資料

平成29年2月20日（月）



【本日の予定】

受付 13:30～ 保護者会 14:00～15:30

- 1 本校の教育課程について
- 2 生活指導・安全指導について
- 3 さわやか相談室、通級指導教室「COSMOS」について
- 4 部活動について
- 5 諸経費について（教材費、給食費、PTA会費）
- 6 入学前準備と入学式について
 - （1）学校指定用品の購入について
 - （2）災害共済給付について
 - （3）さやまっ子緊急メールの登録について
 - （4）保健調査票の記入について
 - （5）学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について
 - （6）入学式について
- 7 その他
 - ・就学援助について
 - ・予防接種についてのお知らせ

1 本校の教育課程について

1－1 学校教育目標および経営方針並びに指導の重点（平成28年度）

1 学校教育目標

校 訓 「高く 正しく 強く」

教育目標

- ・意欲をもって学習に励む生徒
- ・豊かな心を持ち、思いやりのある生徒
- ・心身を鍛え、勤労と体験を重んじる生徒

めざす学校像 活力に満ち、信頼される学校
—まじめ・勇気・正義を育む学校—

めざす生徒像

- ・まじめに勇気をもって正しく行動する生徒
- ・正義感にあふれ相手の気持ちを理解できる生徒
- ・自らを鍛え、学び続ける生徒

めざす教師像

- ・使命感にあふれた教師
- ・保護者の願いに応える教師
- ・指導力豊かな学び続ける教師
- ・公正で誠実な勤務を行う教師

2 学校経営の方針

信頼と協働を通し、日々の努力を積み重ね、生徒の思いや願いを実現する力の育成を図る。

＜基本理念＞：学校教育は地域や保護者からの思いや願いに応え、質の高い教育を提する義務がある

＜具体理念＞

（1） 豊かな心と学力・体力を育む学校

- ・心身の健康に関心を持ち、自らの課題をもって磨き鍛える態度の涵養を図る。
（基礎学力・体力・節度のある生活態度の向上を図る）

（2） 生徒が安心して意欲的に過ごせる学校

- ・人権を尊重し、生徒一人一人が力を発揮することのできる学校づくりを推進する。
（いじめ、不登校の絶無をめざす）
- ・安全で美しく清潔な潤いのある環境づくりに努める。
（校内美化、言語環境等）
- ・秩序を保ち、良好な人間関係づくりに努める。

（3） 地域・保護者の願い負託に応える、地域に信頼される学校

- ・地域・保護者との連携を密にし地域に開かれ、地域に根ざした学校づくりを推進する。（地域力の導入と学校からの発信に努める）
- ・小学校との連携を推進し、一貫性のある教育の推進に努める。

3 本年度の重点努力目標

自他尊重の精神に基づく教育活動の展開
主体的に生きる力を育てる教育活動の展開

(1) わかる授業の創造・体力の向上（学習指導の改善・体力の向上）

- ・ 自ら課題解決に挑み、充実感を味わえる授業を工夫する。
- ・ 教える内容と、児童に気付かせ考えさせ発見させる内容とを明確にし、それぞれにふさわしい学習指導の過程や学習形態を工夫して、生徒が進んで学べる授業の展開に努める。
- ・ 体力の向上をとおして強い精神の涵養に努める。
- ・ 全国学力状況調査及び新体力テストへの取り組みの強化する。

(2) 豊かな心の育成（道徳教育と生徒指導の充実）

- ・ 人権を尊重する教育の徹底と生徒指導の充実を図る。
- ・ 進んであいさつし、履物を揃えることができる生徒を育てる。
- ・ 仲間はずれやいじめ・不登校のない集団をつくる。
- ・ 正邪善悪を見極める正しい判断力を涵養しそれに基づく実践力の育成を図る。
- ・ カウンセリングマインドに基づく共感的生徒理解や賞賛・励ましにより、
- ・ 生徒の意欲を高め、信頼関係の構築強化を図る。特に、見届けと励ましを怠らない。
- ・ 道徳教育や読書活動を充実し、豊かな人間性や社会性を身につけさせる。

(3) 美しく安全な学校づくり（環境教育・安全教育の充実）

- ・ 安全点検の確実な実施と必要な改善を実施をする。
- ・ 清掃活動・緑化活動を充実し、自らの手で良い環境を作る態度を育成する。
- ・ 自転車通学者のヘルメットの着用の徹底する。

(4) 地域・保護者との信頼関係の構築強化（開かれた学校づくり）

- ・ 保護者、地域に学校の教育計画や内容を開き説明責任を果たす。
- ・ 学校支援ボランティアやゲストティーチャーなど、地域の教育力の活用を推進する。
- ・ 地域に役立つ学校として学校の力を地域に活かす取り組みを推進する。

(5) 小・中連携の強化（小・中一環の教育の推進）

- ・ 生徒指導の小・中の一貫性を確立する。
- ・ 教科指導の小・中の一貫性を確立する。（連携授業の推進）
- ・ 小6の児童が中学校の活動に参加する施策の拡大を図る。

4 教職員として

- (1) 全体の奉仕者としての自覚をもち生徒・保護者・地域から信頼されるよう努める。（サービスの厳正、服装、言動、非違行為の厳禁等）
- (2) 強い信念をもち、常に研究と修養に努め、指導力あふれる感性豊かな教師を目指す。（キャリアに応じた指導力を発揮するよう努めています）
- (3) 組織人としての自覚のもと協働を旨とし和を大切にする。
- (4) 諸表簿の記入、作成、保管や経理事務等を適性に行う。
- (5) 「教師が本気になった時、生徒は変わる」という心がけで指導にあたる。
- (6) 「だめなものはだめ」という姿勢が規律と秩序をつくるという心構えで生徒指導を行う。

1-2 生徒数（平成 29 年度見込み数）

平成 29 年度 見込み生徒数	見込み生徒数			学級数	備 考
	男子	女子	合計		
1 年	79	75	154	4	
2 年	78	66	144	4	
3 年	76	75	151	4	
合計	233	216	449	12	

1-3 教職員数（平成 28 年度）

1 県費負担教職員

	管理職	教務	1 年	2 年	3 年	通級	養護	栄養	県事務	合計
男	2	1	3	3	4	0	0	0	0	13
女	0	0	3	3	3	1	1	1	1	13
合計	2	1	6	6	7	1	1	1	1	26

2 教科別教職員数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	合計
男	3	0	3	2	0	1	1	1	1	12
女	0	2	0	1	1	0	1	1	2	9
合計	3	2	3	3	1	1	2	2	3	20

*ただし、社会科は教頭が、数学は技術科の教員が授業を数時間受け持っている。

3 その他の教職員

	語学 指導 助手 ALT	アシ スタ ント T 音楽	通級 指導 員	特別 臨時 職員 数学	S カウ ンセ ー	学校 図書 館司 書	相談 員・ 相談 支援 員	市費 事務 職員	配膳 員	校務 員	合計
男	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	4
女	0	0	1	0	1	1	2	2	3	1	11
合計	1	1	1	1	1	1	2	2	3	2	15

1-4 教育課程

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	特活	総合	合計
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015

*時間割は3期にわけて作成します。1単位時間は50分、全教科男女共修です。

1-5 日課表と下校時刻

(1) 日課表

(朝会)	8:25～ 8:40
朝の読書	8:25～ 8:35
朝の会	8:35～
1校時	8:50～ 9:40
2校時	9:50～ 10:40
3校時	10:50～ 11:40
4校時	11:50～ 12:40
給食	12:45～ 13:15
清掃	13:20～ 13:35
昼休み	13:35～ 13:55
5校時	14:00～ 14:50
(帰りの会)	14:55～ 15:10
6校時	15:00～ 15:50
帰りの会	15:55～ 16:10

(2) 下校時刻

期 間	最終下校
4月入学式の翌日～1学期末	6:00
夏季休業日～10月新人戦	5:30
10月新人戦の翌日～10月末日	5:00
11月1日～1月14日	4:30
1月15日～2月末日	5:00
3月1日～4月入学式	5:30

*下校時刻20分前に諸活動を終了する。

1-6 年間行事(参考)

4月	入学式 1年生オリエンテーション 身体測定 保護者会①(1,2,3年)
5月	生徒総会 部活動保護者会 家庭訪問(1年) 中間テスト
6月	学校総合体育大会(運動部) 遠足(1年) 宿泊学習(2年) 修学旅行(3年)
7月	期末テスト 保護者会②(1,2年) クリーン作戦 終業式
8月	入間川七夕まつり 夏の学習会 オープンスクール中央(6年生対象)
9月	始業式 防災訓練 除草作業 体育祭 新入大会(運動部)
10月	中間テスト ふれあい中央
11月	校内音楽会 三者面談 教育の日 狭山市綱引き大会 期末テスト
12月	3DAYS チャレンジ(1年) 保護者会③(1,2年) 終業式
1月	始業式 防災訓練 百人一首大会
2月	教育相談週間 新入生保護者会 新入生部活動体験 期末テスト
3月	小中連絡会 保護者会④(1,2年) 3年生を送る会 卒業式 修了式

2 生徒指導・安全指導について

2-1 生徒心得

…生徒指導部

1. 服装について

- (1)登下校及び、校内の生活には中央中の制服を着用する。夏期（5月1日～10月31日）は、上着、ネクタイの着用をしないでよい。ワイシャツは本校指定のマーク入りを着用する。
- (2)校章・ネクタイ・名札は所定の位置に付ける。（ネクタイ・校章は冬期のみ付ける）
- (3)体育着・ハーフパンツ・ジャージ、上履き（学年カラー）は本校指定のものとする。
- (4)セーターは本校指定のものとし、冬期（11月1日～4月30日）のみ着用を認める。ただしセーターでの登校など上着の代用としての使用は認めない。また、式典時は着用しないこと。
- (5)通学靴は白、黒、紺、グレー系のゴム底の運動靴で華美でないものとする。（バスケットシューズは不可）
- (6)靴下は白地のハイソックス（ワンポイント可）とする。夏期はくるぶしが隠れる丈のものでもよい。式典時はハイソックスを着用すること。
- (7)ベルトは皮製とし、黒・濃い茶系統の色とする。幅は2～4cmとし、編み込み、模様のあるものなどデザイン性があるものは認めない。
- (8)下着は制服・体育着から出ないように着ること。
- (9)サスペンダーは原則として不可とする。ただし、ベスト・セーター等、服の下への着用は認める。
- (10)冬期通学時における防寒用として黒・紺・グレー系統の色のコート・部活で許可されたウインドブレーカー（上着）を着用してもよい。
- (11)冬期のマフラーの着用は自由とする。ただし長いまま着用したり、だらしなく着用したりしない。耳当てやニット帽は安全上の理由から禁止とする。
- (12)カバンは中央中指定のバッグを使用すること。

2. 頭髪等について

- (1)中学生らしい髪型とし、長髪、パーマ、着色や脱色等の行為は禁止とする。
- (2)髪の長さが肩にかかる場合はゴムで結ぶ。ゴムの色は黒・紺・茶とする。
- (3)整髪料及び化粧品等の使用をしない。
- (4)眉毛は剃らない・描かない・いじらないこととする。

3. 所持品等について

- (1)所持品には必ず記名をすること。
- (2)所持品は各自の責任の下、管理すること。
- (3)学習に不必要な金品は学校に持ってこないこと。
 - ・貴重品類（現金、時計、カメラ等）は許可された場合以外は学校に持ってこない。
 - ・書籍は学習に必要なもので許可されたものとし、それ以外雑誌等は持ってこない。
- (4)金品を持って来た場合には登校後速やかに提出すること。
- (5)生徒手帳は顔写真を貼り、常に携帯すること。
- (6)紛失物、拾得物があつた場合は先生に連絡すること。
- (7)不要物の持ち込みがあつた場合、保護者への返却を原則とする。

4. その他

- (1)水筒の使用は通年で認めるが、中身は水・お茶類・スポーツドリンクに限る。

1. 登下校について

- (1)決められた通学路を通して登下校する。(HPに掲載)
- (2)出席確認は原則として午前8時25分とする。(10分前登校ができるとよい。)
- (3)欠席、遅刻、早退は原則、生徒手帳に記入して届ける。緊急時や生徒手帳での連絡ができない場合は、8:10までに保護者が電話で連絡を入れる。
- (4)登下校時の買い物は一切禁止とし、下校時は寄り道せず、まっすぐ家に帰る。
- (5)最終下校時刻はP4に示された時間とする。

2. 自転車通学について

- (1)「自転車通学者規程」を守り、通学路を通して安全に十分気を付けて登下校すること。
- (2)通学にはヘルメットをかぶり、荷物を荷ひもで荷台に固定すること。
- (3)定期的に点検を行い安全な自転車を使用すること。
- (4)雨天時の自転車通学には傘を使用せず、レインコートを使用すること。
- (5)交通ルールや規定を守れない場合には自転車通学の停止や取り消しをする。

【自転車通学者規程】

1. 許可の条件と手続き

- (1)家庭から学校までの距離が直線距離2km以上で、別紙の地図にある地域に居住する生徒に自転車通学を許可する。
- (2)自転車通学を希望する者は許可願を提出し、学校の許可を得なければならない。
- (3)自転車通学が許可された者は、保護者による自転車点検を経て、点検表を提出し、鑑札(ステッカー)の配布を受け所定の場所に貼ること。
- (4)自転車通学者は、自転車用ヘルメットを必ず着用すること。
- (5)自転車通学の許可は本規程や交通ルール・マナーを守れる者に限って与える。

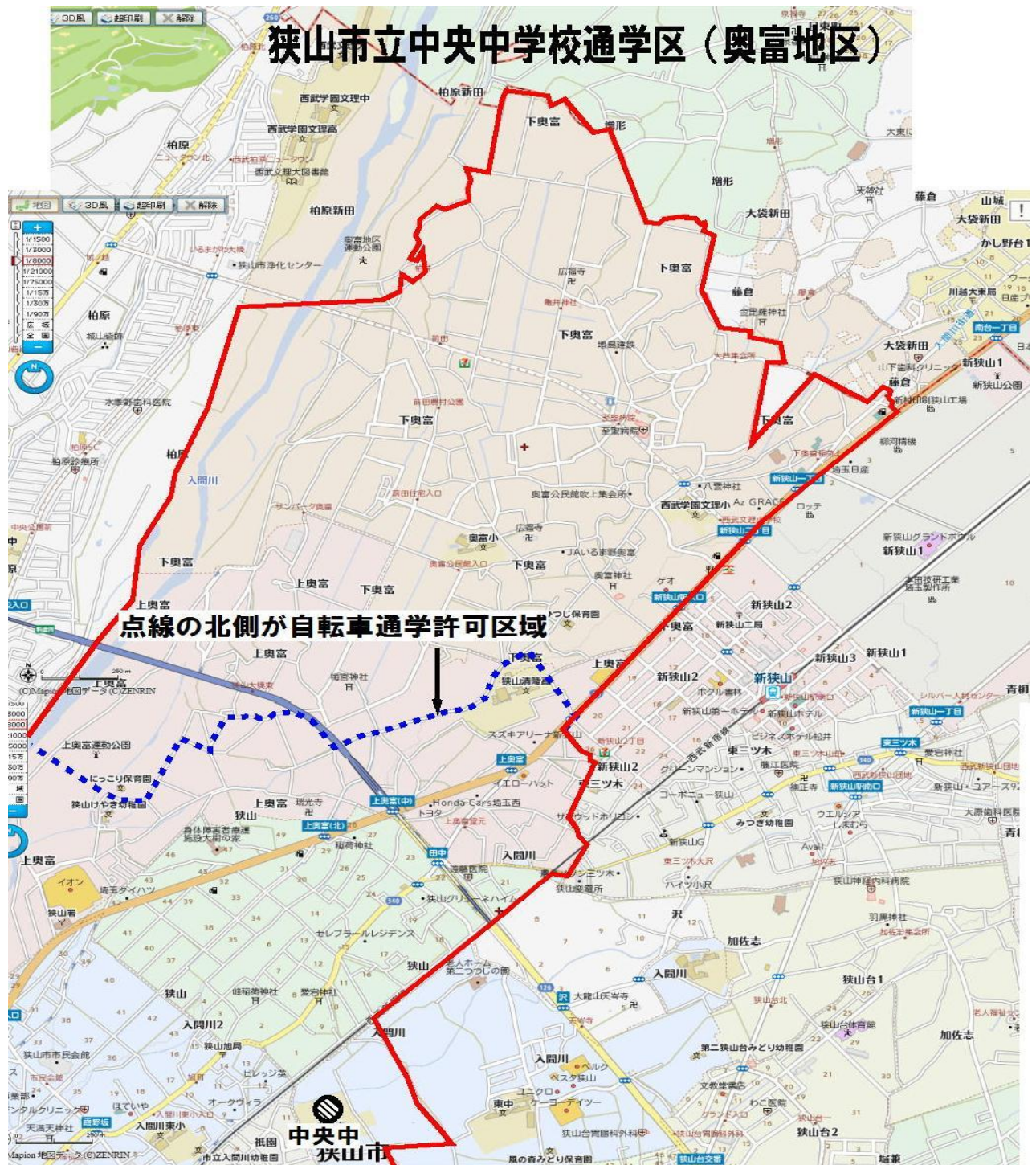
2. 自転車の型

- (1)自転車は、普通の型(軽快車)を使用すること。
※ドロップハンドルなど変形ハンドルは禁止とする。色やデザインも派手でないものとする。
- (2)ギアの組み合わせや計器類などの付属品ができるだけ少ないものとする。
- (3)カバンを固定する荷台があるものとする。

3. その他

- (1)整備を心がけ、特にブレーキ・ハンドル・ライト・ベル等の点検を日常的に行う。
- (2)雨天時にはレインコートを着用し、傘は使用しない。
- (3)ステッカーは、後部泥よけ反射鏡の上の方に後ろから見えるように貼り付ける。
- (4)登下校は自転車用ヘルメットを着用し、必ず指定された通学路を通る。
- (5)自転車を駐輪した際には必ずカギをかけること。
- (6)乗車の際は、左側を一行で走行し二人乗りは絶対にしない。
- (7)上記の他、標識や表示などをよく守り、事故のないように安全な乗り方をする。
- (8)自転車は決められた自転車置き場の範囲内に置く。
- (9)臨時自転車通学者は、指定期間終了後は徒歩通学に戻る。
- (10)上記の規定・道路交通法・交通ルール・マナーに違反した場合や指示に従えない場合には、別に定める規定に従い、自転車通学許可の停止や取り消しをする。

【自転車通学許可区域と通学区域（奥富地区）】



平成 年 月 日

狭山市立中央中学校長 様

自転車通学許可願

私は、狭山市立中央中学校の自転車通学区域に該当しますので、平成 年度中の自転車通学について、許可をお願いします。

なお、通学に際しては、自転車用ヘルメットを着用し、道路交通法及び中央中学校の自転車通学許可規定に従い、交通ルールやマナーをしっかりと守ることを保護者連署のうえ、誓約いたします。

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

印

住 所

鑑札番号 (すでに鑑札を受けている生徒)

自転車通学許可規程

1 許可の条件と手続き

- (1) 家庭より学校までの距離を基準（原則として学校から直線距離2km）にして、自転車通学許可地域を設ける。
- (2) 自転車通学を許可された生徒は、保護者による自転車点検を経て、点検表を提出し、鑑札（ステッカー）の配布を受け所定の場所に貼る。
- (3) 自転車通学を許可された生徒は、自転車用ヘルメットを必ず着用すること。
- (4) 学校の規定や交通ルール・マナーを守れる者に限る。

2 自転車の型

- (1) 自転車は特殊なものでなく、普通の型のものを使用すること。
※ドロップハンドルなど変形ハンドルは禁止。色やデザインも派手でないものとする。
- (2) ギアの組み合わせや計器類などの付属品ができるだけ少ないものとする。
- (3) 通学カバン、補助バッグがしっかり乗せられる荷台があるものとする。

3 その他

- (1) 自転車の整備を心がけ、特にブレーキ・ハンドル・ライト・ベル等の点検を日常的に行う。
- (2) 雨天時には、レインコートを着用し、傘は使用しない。
- (3) 鑑札（ステッカー）は、後部泥よけ反射鏡の上の方に後ろから見えるように貼り付ける。
- (4) 登下校の際は、自転車用ヘルメットを着用するとともに、必ず指定された通学路を通る。
- (5) 乗車の際は、左側を一人で走行し二人乗りは絶対にしない。
- (6) 上記の他、標識や表示などをよく守り、事故のないように安全な乗り方をする。
- (7) 自転車は決められた自転車置き場の範囲内に置く。
- (8) 臨時自転車通学者は、指定期間終了後は徒歩通学に戻る。
- (9) 上記の規定・道路交通法・交通ルール・マナーに違反した場合や指示に従えない場合には、自転車通学許可を取り消し、自転車通学を停止する。その後は、安全指導部及び校長の判断により再許可をするかどうかについて決定する。

中央中学校には「さわやか相談室」が設置されています。奥富小学校にも入間川東小学校にも中央中学校の「さわやか相談室」から相談支援員が出向いて相談をお受けしています。「さわやか相談室」というのはこんな場所です。

○学校生活や、普段の生活の中で、困っていることや悩んでいることがあるときに、一人で悩むのではなく、相談員が話を聞きながら問題を解決するためのお手伝いをします。

○どんなことでも相談にのります。

○相談の内容については秘密を守ります。

【相談したいときは】

- 相談室で話す
 - ・昼休みや放課後に直接相談に行く。
 - ・予約をして相談する。（相談員に直接伝える）
- 手紙で話す 相談員に直接手紙を渡すか担任の先生に渡す。
- 電話で話す 相談室に電話をかけて相談する。



【たとえば、こんな時】

- ・授業に身が入らない。勉強が進まない。
- ・何となくつまらなく、ため息をつくことがある。
- ・友達となかなかうまくいかない。
- ・自分の気持ちを誰もわかってくれないと思う。
- ・家庭のことで気になることがある。
- ・部活動のことで困ったことがある。

親や先生、友達にも話しにくい時は気軽に相談するようにしましょう

保護者の皆様もお気軽にご相談ください。

【開室日・時間】

- ・月曜日～金曜日 10:00～15:00
*詳細については相談室だよりでお知らせしています。
- ・中学生の相談は、昼休みと放課後です。授業中は先生の許可が必要です。

保護者の方のご利用もできます。お気軽にお電話ください。

直通電話 2959-9591

※ 入学前にお子様のことでご心配なこと、お困りのことがございましたら、ご連絡ください。

発達障害・情緒障害通級指導教室 「COSMOS」教室

平成19年度から中央中学校に「発達障害・情緒障害通級指導教室」が設置されました。これは、通常学級に在籍している自閉症・情緒障害・LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）等の生徒に対して、各教科の指導は主として通常学級で行いつつ、一人一人の障害に応じた特別の指導を特別な教育の場で行うものです。

1 具体的には

- ・コミュニケーション能力を高め、学校生活への適応力と適切な対人関係を育みます。
- ・場面の理解を高め、状況に応じた感情のコントロールができるようにします。
- ・社会生活に必要なルールを理解を深め、ルールに従った集団生活ができるようにします。
- ・学習や運動等の特異的な難しさを軽減します。
- ・できる自分を発見し、自信を持って生活ができるようにします。

2 入級までの流れ

- ・市内中学校の通常学級に在籍する生徒が対象となります。
- ・通級指導教室での指導を希望する場合は、担任に相談してください。
（その後、コスモス教室の見学、コスモス教室担当との相談となります。）
- ・授業参観、面談、諸検査等を行い、つまずきの状態や程度を把握します。
- ・就学支援委員会により、通級による指導が必要か否かを判断します。
- ・保護者、本人に通級の希望と指導方針に同意するかを確認します。
- ・教育委員会より通級指導決定通知が来ます。
- ・通級による指導が始まります。

3 指導内容

- ・通常の学級で学習しながら週に2～4時間程度、通って学習をします。
（保護者に送迎をお願いしています。）
- ・指導は基本的に1対1の個別指導です。
- ・子ども達の状態や必要に応じて2～4人の小集団指導も行います。
- ・個別指導場面や小集団指導場面で保護者の方に参加していただきます。
- ・指導場面を保護者の方に見ていただき、家庭での指導の参考にさせていただいています。
- ・在籍学級の担任の先生と連絡を取り合って指導に生かしていきます。
- ・長期目標、短期目標を在籍学級担任の先生や保護者の方の要望を取り入れて設定し、効果的な指導を行います。

1. 目 的

- (1) 生徒の希望を実現し、自主的な活動を通して挨拶やマナーを培う。
- (2) 生徒の趣味や特技を伸ばす。
- (3) 家庭では体験できない人とのつながりを育む。

2. 部の成立条件

生徒の希望・教師の希望・施設・設備・教育的価値などを考慮し、校長の承認をもって決定する。

3. 部活動のきまり**(1)入部・退部・転部**

- ・全員加入を原則とするが、外部での積極的な活動が認められる場合、加入しなくてもよい。
- ・3年間継続することが望ましい。
- ・顧問、担任、保護者の同意をもって入部・退部・転部を認める。

(2)活 動

- ・朝及び放課後に実施する。活動開始時刻、実施、中止等については、顧問が決定する。
- ・顧問または責任者がいること。
- ・中間テスト、期末テストの5日前及び実施日（最終日は除く）は活動停止期間とする。
- ・朝練習は7時30分から8時05分までとする。7時15分より前に登校しない。
- ・下校時刻20分前に活動を終了する。
- ・下校時刻を厳守する。（下校時刻は別に定める）
- ・欠席、遅刻、早退をする場合は顧問に連絡する。

(3)休 日

- ・自転車通学許可者以外は練習試合、特別な場合を除き自転車通学を認めない。
- ・活動は大会、練習試合を除き原則3時間を目安とする。
- ・登下校時は制服または体育着(部活時の服装)とする。

4. 部 費

- ・必要経費のみを集める。

5. 活動時の服装

- ・制服、体育着、ジャージ、部で統一した練習着・ウインドブレーカーを着用する。ジャージは学校のものを着用する。

6. 用 具

グローブ・ラケット等個人で使用するものは個人購入とし、学校には置かず持ち帰る。

7. 弁当について**(1)食べる場所**

原則活動場所で食べる。悪天候など活動場所が使えない場合は顧問の指示に従う。食事場所の管理は各自で行う。

(2)食べ物・飲み物

- ・おやつと見なされるものは認めない。
- ・飲み物は、水筒に入れた水・お茶類・スポーツドリンクに限る。（長期休業日、特別な場合はペットボトルの使用も認める）ゴミは全て個人で持ち帰る。

(3)禁止事項

- ・登下校時に店に立ち寄って買い物をすること。
- ・学校から買いに出かけて食べること。
- ・時間外に食べること。

8. その他

(1)大会、練習試合等で自転車を使う場合は、自転車通学者規定に準ずる。

(2)第2土曜日の午後は休日の部活扱いとなる。

No	部活動名	顧問	部員数			
			1年	2年	3年	合計
1	野球	相原・小濱	6	7	7	20
2	サッカー	矢野・小濱	9	13	15	37
3	陸上	三上・中村	9	14	12	35
4	テニス男子	斉藤・廣本	26	15	12	53
5	テニス女子	松田・鶴岡	10	11	15	36
6	バレーボール	品田・高橋	10	15	4	29
7	バドミントン	古内・菅野	6	12	11	29
8	卓球男子	吉野・伊藤	19	21	12	52
9	卓球女子	林・伊藤	3	5	2	10
10	バスケットボール	平沼・鶴岡	7	8	6	21
11	剣道	山内	7	10	4	21
12	吹奏楽	本橋・徳網	16	12	26	54
13	美術	岩川	8	5	2	15
14	パソコン	徳網・高橋	5	2	10	17

…教頭

(1) 各教科の資料集、美術、技家などの実習材料費、生徒会費等
 (2) 卒業関係品（卒業アルバム、文集等）
 (3) 旅行的行事積立金 宿泊学習（２年生で実施 25,000 円程度）
 修学旅行（３年生で実施 55,000 円程度）

*集金日については年度当初の保護者会でお知らせいたします。

	1 学期	2 学期	3 学期	合計金額
1 年	1 0,0 0 0 円× 2 回	1 0,0 0 0 円× 2 回	1 0, 0 0 0 円× 1 回	50,000 円
2 年	1 0,0 0 0 円× 2 回	1 0,0 0 0 円× 2 回	1 0, 0 0 0 円× 1 回	50,000 円
3 年	1 0,0 0 0 円× 1 回	1 0,0 0 0 円× 1 回		20,000 円

- ・ご家庭の郵便局口座より毎月１８日に自動引き落としをいたします。
- ・１８日に引き落としできなかった場合は、２７日に２回目の引き落としを行います。
- ・２回目も引き落としできなかった場合は、学校で現金集金を行います。
(２７日を過ぎて入金されても、その月は現金集金になります。)
- ・現金集金の場合、翌日のはじめに担任を通して集金袋をお渡しします。
この日を過ぎますと、４月分は現金集金になります。

P T A役員の方が集金日に来校され、朝のうちに現金集金いたします。

13

6 入学前準備と入学式について

6-1 学校指定用品の購入について

制服	ふじや洋品店 狭山市入間川 2-32-27 Tel2952-3333					
	足袋長 狭山市入間川 3-2-18 Tel2952-2232					
	丸広百貨店 入間市豊岡 1-6-12 Tel2963-1111					
	男子	上着	20,740			
		スラックス	冬 10,962	夏 8,185		
		ネクタイ（刺繍入り）	2,074			
		ワイシャツ（刺繍入り）	長袖 2,083	半袖 2,037		
	女子	上着	16,722			
		スカート	冬 13,194	夏 11,620		
		ベスト	冬 7,333	夏 6,796		
ネクタイ（刺繍入り）		2,074				
ワイシャツ（刺繍入り）		長袖 2,083	半袖 2,037			
上履き	カワシマヤスポーツ店 狭山市入間川 3-3-15 Tel2952-2213					
	1 足	3,130（平成 28 年度から）				
体育着	カワシマヤスポーツ店 狭山市入間川 3-3-15 Tel2952-2213					
	はしもと商店 狭山市富士見 1-17-12 Tel2957-4620					
	サイズ	身長	ジャージ上	ジャージ下	体育着	ハーフパンツ
	2S・S・M・L	150・160・165・170	4,000	4,000	1,820	2,480
	LL・3L	175・180	4,230	4,230	1,990	2,730
通学用補助バッグ	ふじや洋品店 狭山市入間川 2-32-27 Tel2952-3333					
	通学用補助バッグ	2,770（学校名・校章入り）				
	通学用 3Way バッグ	6,680				
自転車用ヘルメット	指定されたものはないので自分で持っているものを使えばよい。					
	自転車を使う生徒はすべて着用のため実質ほぼ全員が持っている必要がある。					
	【参考】カワシマヤスポーツ店 狭山市入間川 3-3-15 Tel2952-2213					
	1 個	3,900 (指定品でなく推奨品)				
名札・校章・ボタン	学校から注文するので、代金を添えて担任に申し出る。					
	名札 1 個	300				
	校章 1 個	200				
	ボタン	男子前 110 袖 90	女子前 50 袖 40	ベスト 40		

6-2 災害共済給付（日本スポーツ振興センター）について

学校の管理下で災害（負傷・疾病・死亡）が発生したときに災害給付（医療費・障害見舞金・死亡見舞金の支給）が行われる国の公的共済給付制度で、平成15年10月1日に日本体育・学校健康センターから移行したものです。入学後詳しいお知らせや加入申込書を配布致します。

1 保護者負担金（掛け金） 460円

＊掛け金は945円ですが、市が485円を負担します。

2 給付対象

医療費の総額が5000円以上（病院の窓口で支払う額が1500円以上のもの）が対象になります。

3 学校の管理下の範囲

学校の教育活動中のほとんど全てが対象になります。

- 授業を受けているとき（体育祭・修学旅行を含む）
- 課外指導を受けているとき（部活動等）
- 休憩時間中
- 通常の経路方法により通学するとき
- その他

4 医療費の請求方法

学校の管理下で災害が発生し受診した場合は連絡をください。医療費の請求に必要な書類をお渡ししますので、それに医師の証明をもらい、できるだけ早く学校へ提出して下さい。

提出された書類は、毎月1回教育委員会を通してセンターへ提出されますので、給付までに2・3ヶ月かかります。

＊学校管理下の災害については、狭山市の「子ども医療費」より、「日本スポーツ振興センター」の災害給付制度が優先されます。

6-3 さやまっ子緊急メールの登録について

1 システムの目的

これまでの緊急時等の連絡方法（文書、電話等）の他に、子供たちの安心・安全の確保をより一層図る。

2 システムの概要

学校からの緊急時の連絡事項等を、学校のパソコンから保護者へ一斉にメール配するシステムです。

3 登録について

4月の入学時に「利用手順書」を配布しますので、各自の携帯電話等から登録をお願いします。登録は4月以前に登録はできません。なお、小学校時に登録したものは3月末に自動で削除されます。

＜市教委からの案内文＞

平成29年2月20日

平成29年度新入学児童並びに転入生徒の保護者様

狭山市教育委員会

緊急時等の一斉メール配信システム「さやまっ子緊急メール」について（案内）

春寒の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝にてお過ごしのことと拝察いたします。また、平成29年度お子様のご入学、誠におめでとうございます。

さて、本市では平成25年度より、緊急時における学校から保護者の皆様の携帯電話等へ一斉にメール配信するシステム「さやまっ子緊急メール」を導入しております。震度5弱以上の地震を観測した場合、登録している保護者様にメールを自動で配信し、児童・生徒、保護者様の安否確認や引き取り確認等を行うことができるシステムです。また、学校からは、天候等の影響で遅延措置を取る場合や不審者に対しての注意等の情報を配信することができます。

つきましては、「さやまっ子緊急メール」の加入登録につきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、登録は、平成29年4月以降になりますので、入学の際に、「登録案内」を学校を通してお配りいたします。

【参考】狭山市役所ホームページで本システムを紹介しています。中央中のHPにリンクが貼ってあります。

担 当	狭山市立教育センター
電 話	04-2956-2299

【登録方法】小学校並びに東中学校の登録は3月31日をもって削除されます。

本校への登録は、4月1日より可能です。以下の手順で登録が可能です。

＜手順1＞ご利用する携帯電話またはスマートフォンのメールアドレスから、以下のメールアドレスまたはQRコードで表示されるメールアドレス宛に、メール（または空メール）を送信してください。



＜手順2＞数分以内に、件名が「メールアドレス確認」という返信メールが届きますので、本文中のhttpから始まるURLをクリックして、登録画面にアクセスします。

＜手順3＞登録画面の内容に従い、生徒名や保護者名（続柄）、生徒の学年を入力または選択して、最後に「登録」ボタンをクリックして登録完了画面が表示されたら、登録完了です。

6-4 保健調査票の記入について

本日配布した保健調査票（黄色い用紙）は、①学校でのけがや早退の場合の連絡と、②内科検診の事前調査として健康状態を知るために使用します。ご家庭で記入いただき、入学式当日に学校に提出してください。保健調査票の様式が改訂されていますので、小学校で作成したものとは別に新たに記入していただきます。ご面倒をおかけしますがよろしくお願いします。

なお、特に配慮が必要な場合は、詳細に記入していただきますようお願いいたします。また緊急と判断した場合や、保護者と連絡がとれない場合、掛かり付けの医療機関や医師がわからない場合などは、学校医または学校の判断で医療機関を決める場合がありますので、ご了解ください。

	学校医・学校薬剤師	住 所	電話番号
内科	森田仁平（森田クリニック）	狭山市狭山台 1-8-1	2 9 5 9－3 1 1 1
耳鼻科	村上享司	狭山市入間川 3-21-5	2 9 5 4－7 2 6 1
眼科	小山内卓哉	狭山市入間川 2-5-7 メディカルプラザ	2 9 5 4－7 4 1 5
歯科	高安 洋（木馬歯科）	狭山市入間川 3-31-5 サティール 3F	2 9 5 3－8 4 2 2
薬剤師	山田芳久（昭和薬局）	狭山市狭山台 1-13-6	2 9 5 9－5 9 9 0

【その他保健・健康指導について】

家庭から学校への緊急連絡

- ・欠席、遅刻、早退等については生徒手帳に記入して、近所の生徒に学校に届けてもらってください。
- ・生徒手帳が届けられない場合は、保護者が学校に電話連絡をしてください。（教職員の打合せは 8:15 です。8:00 までにはご連絡ください。）

登校前の健康観察

- ・毎日、登校時にはお子様の健康チェックをお願いします。
- ・余裕をもって起床させ、きちんと朝食をとらせて登校させてください。
- ・体調が悪いまま登校させないようにしてください。
- ・睡眠不足は体調不良の原因となります。夜更かしをさせないようにお願いします。

学校からの搬送

- ・学校で生徒が急病やけがをした場合は、救急車を要請することがあります。また、保護者のお迎えやタクシーでの搬送もありますのでご了解ください。

6-5 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について

本校におきまして、生徒の心身の健康状態を常に把握し、適切に対応するために、アレルギー疾患を有するお子様につきましては、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いすることになりました。特に、①アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の処方を受けている場合、②学校給食に「食物アレルギー対応食」を利用する、またはしている場合、③学校での管理や配慮を求める場合（修学旅行、校外行事、調理実習を含む）は必ず提出をお願いします。

つきましては、該当する生徒の保護者におかれましては下記によりご対応をお願いいたします。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 対象者 | 学校生活においてアレルギー疾患の配慮を希望する生徒 |
| 2 提出書類 | 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」
*本校ホームページの＜アレルギー対策＞のバナーをクリックすると、
「学校生活管理指導表」がダウンロードできます。学校にも印刷した
ものがありますので、印刷物が必要な場合は本校まで直接ご連絡ください。 |
| 3 提出期限 | 4月10日（月）の入学式の日担任に提出
*給食がはじまりますので速やかにご提出ください。 |

【学校生活管理指導表の提出にあたってのご注意】

- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、医師の診断により医師が記載するものです。したがって診断書と同様に有料となります。料金につきましては、医療機関や診療科目により異なりますので、ご了承ください。
*複数の疾患を有する場合は、同じ表に各々の医師の診断が必要です。
- 学校給食において食物アレルギー対応食を利用される方は、直接、入間川学校給食センターに連絡をしてご相談ください。

入間川学校給食センター（TEL 04-2954-2414）
- 不明な点は、担任または、本校の養護教諭にご相談ください。

6-6 入学式について

【入学式】

1 日 時 平成29年4月10日（月） 9時30分

2 会 場 狹山市立中央中学校 体育館

3 時 間 学級の確認及び受付 8時30分～8時50分

- ・8:00に学級発表を生徒昇降口前に貼り出します。
- ・生徒昇降口（正面）よりお入りください。
- ・新入生は4階教室へ、保護者の方は体育館へ。

学 活 9時00分～ 9時15分

新入生入場 9時25分

入学式 9時30分～10時30分

学 活 10時50分～11時40分

新入生下校 11時50分

保護者会（体育館） 10時30分～ 終了後、学活の参観

学年委員会 11時50分 （2階小会議室）

4 持ち物

（1）入学届

- ・保護者押印の上、受付で提出してください。

（2）自転車通学許可願（本資料 P8 または本校 HP からダウンロードできます。）

- ・本資料 P7 の地図で自転車通学区域を確認の上、必要事項を記入して生徒から担任に提出してください。

（3）保健調査票

- ・本日配布した保健調査票に必要事項を記入して生徒から担任に提出してください。

（4）生徒調査票

- ・写真は後日学校で撮影し貼ります。必要事項を記入して生徒から担任に提出してください。

（5）スポーツ振興センター加入同意書（本資料 p22）

（6）上履き、筆記用具

5 その他

（1）新入生は、通学服（制服）を着用し、上履き、カバンを持参してください。自転車で登校する場合は、ヘルメット着用をお願いします。なお、学校での販売は、4月11日を予定しています。

（2）保護者の方の自転車は体育館前、車は第2グラウンド（正門前）に駐車してください。なお、駐車場が狭いため、近隣の方はできるだけ車でのご来校はご遠慮いただくか、乗合をお願いします。

「災害共済給付制度」のお知らせ

「災害共済給付制度」は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所等(以下「学校」という。)の管理下で、児童、生徒、学生又は幼児(以下、「児童生徒等」という。)の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- ☐ 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- ☐ 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- ☐ 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

給付の対象となる「学校の管理下」と災害の範囲

■学校の管理下の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含みます)	例 各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	例 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所又は寄宿舎と住居との間を合理的な経路・方法で往復するとき

■災害の範囲

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾 病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円 〔通学(園)中の災害の場合1,885万円～41万円〕
死 亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円〔通学(園)中の場合1,400万円〕
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円〔通学(園)中の場合1,400万円〕
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円〔通学(園)中の場合も同額〕

(注 見舞金については、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その限度において、給付を行わない場合があります。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校・保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。
- 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

加入手続と共済掛金の額

災害共済給付への加入は、学校が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続をとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

◎平成 28 年度 共済掛金の額

(児童生徒等1人当たり年額 単位:円)

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校	全日制	1,840 (920)
	定時制	980 (490)
	通信制	280 (140)
高等専門学校	1,880 (940)	—
幼稚園	270 (135)	—
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—
保育所等 特定保育事業	350 (175)	40 (20)

※ 義務教育諸学校:小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部・中学部

※ 保育所等:保育所、保育所型認定こども園(保育所)、幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設、地方裁量型認定こども園(保育機能施設)

※ 特定保育事業:家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

※ 幼稚園型認定こども園については、幼稚園部分は「幼稚園」、保育機能施設部分は「保育所等」の共済掛金額になります。

※ ()内は沖縄県における共済掛金額です。

※ 共済掛金のうち、義務教育諸学校では4割から6割を、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合は、左表の額に1人当たり25円(高等学校通信制は2円)を加えた額が共済掛金の額になります。

(免責の特約に係る共済掛金分は全額設置者負担)。

給付を受けるための手続

〈例〉学校の管理下で災害に遭い病院等へかかったとき【医療費の請求】

(1) 学校において、災害の発生状況等を証明する「災害報告書」を作成します。

保護者は、「医療等の状況」の用紙を学校から受け取り(ホームページからもダウンロードできます)、受診した医療機関へ持参し、診療点数等の証明を受けます。※

(2) 設置者は、(1)の書類を含む請求に必要な書類を、独立行政法人日本スポーツ振興センター担当部署へ提出します。

(3) センター担当部署において審査の上、給付金額を決定し、設置者を通じて保護者へお支払いします。

※留意事項

「医療等の状況」等の証明については、日本医師会等の特別の配慮により御協力をいただいております。そのため、「医療等の状況」等の証明を受ける場合は、医師等の都合を確かめてからお願いしてください(用紙を持参してもその場ですぐに書いていただく訳にはいかない場合もあります。)

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校の指示を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。この「制度のお知らせ」は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校安全 Web ホームページ: <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

■給付金の請求及び支払に関すること : 下記の担当部署

給付第二課	Tel 03-5410-9162 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉) 03-5410-9163 (東京、神奈川、新潟、山梨、長野)	T107-0061 東京都港区北青山 2-8-35 独立行政法人日本スポーツ振興センター本部事務局
仙台給付課	Tel 022-716-2107 (北海道、青森、岩手) 022-716-2108 (宮城、秋田、山形、福島)	T980-0011 仙台市青葉区上杉 1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル 8 階
名古屋給付課	Tel 052-533-7822 (福井、愛知、三重) 052-533-7823 (富山、石川、岐阜、静岡)	T450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 16 階
大阪給付課	Tel 06-6456-3602 (大阪、奈良、和歌山) 06-6456-3603 (京都、滋賀、兵庫)	T530-0001 大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第4ビル 7 階
広島給付課	Tel 082-511-2956 (鳥取、島根、岡山、広島、山口) 082-511-2957 (徳島、香川、愛媛、高知)	T730-0011 広島市中区基町 9-32 広島市水道局基町庁舎 10 階
福岡給付課	Tel 092-738-8725 (福岡、鹿児島、沖縄) 092-738-8726 (佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎)	T810-0001 福岡市中央区天神 4-8-10 都久志会館 5 階

□学校安全部では、災害共済給付制度を活用し、学校災害減少を目的とした学校安全支援業務も実施しています。

学校安全 Web ホームページから、災害事例や事故対策等の情報をお役立てください。

保護者各位

狭山市教育委員会

平成29年度日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」への加入について

日本スポーツ振興センターでは、学校の管理下で災害（負傷・疾病・障害・死亡）が発生したときに災害共済給付（医療費・障害見舞金・死亡見舞金の支給）を行っています。これは、学校教育の円滑な実施に資することを目的とした国の公的共済制度です。
教育委員会では、新入生のみなさん全員に加入していただきたいと思いますので、下記の内容を十分ご理解いただき、同意書を学校へ提出くださるようお願いいたします。

記

1. 保護者負担金（掛け金） 460円（年額）
※ 掛け金は945円ですが、市で485円を負担します。

2. 給付の種類
学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

3. 給付対象及び給付額

給 付 対 象			給 付 額
医 療 費	けがや病 気の場合	医療費の総額が5,000円以上(病 院の窓口で支払う自己負担額が1,5 00円以上)のものが対象になります。	医療費総額の10分の4が支給されます。 (健康保険内の療養) 例) 医療費総額が5,000円の場合 本人支払い額1,500円に対し給付額 は2,000円になります。 (5,000円の40%) (内訳) 医療費分として 30% 療養に伴う費用として 10% 合 計 40%
障 害 金	障害が 残った場 合	けがや病気が治った後に残った身体 障害の程度により1級から14級に区分 されます。	3,770万円(1級)～82万円(14級) (通学中の災害はこの半額)
死 亡 金	死亡した 場合	突然死 事故や病気による死亡 学校の管理下において運動などの 行為が起因・誘因し発生したもの 学校の管理下において運動などの 行為と関連なしに発生したもの	2,800万円(通学中の災害はこの半額) 2,800万円 1,400万円(通学中の場合も同額)

※注意・医療費は、健康保険（国民健康保険・共済組合等を含む）の医療給付範囲が基準となります。
・高額療養費に該当する場合には限度額があります。
・同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
・給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは時効によって消滅します。
・損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付を受けたときは、その受けた価額の限度において給付を行いません。

4. 学校の管理下の範囲
学校の教育活動中（授業・修学旅行等の校外活動・部活動等を含む）、休憩時間中、通常の経路・方法による通学中を含みます。
5. 医療費等の請求方法
学校の管理下で災害が発生し治療を受けた場合は、月毎に医師の証明をもらい学校に提出してください。証明用紙は学校にあります。（学校の管理下の災害が発生したときは、すぐに学校へ申し出てください）
提出された証明用紙は学校長の証明をつけ、教育委員会を通してセンター（東京支所）へ報告し、その翌月に支給されます。教育委員会からセンターへの提出日は毎月10日必着ですので、請求用紙を学校へ提出した日によっては支給までに3～4ヶ月を要することになりますのであらかじめご了承ください。
6. 災害共済給付金の支払いについて
給付金は、狭山市から保護者様の指定口座に入金いたします。災害が発生し学校へ医師の証明を提出する際に、口座振込依頼書を一緒に提出していただきます。
7. その他
・学校の管理下での災害（負傷・疾病・障害・死亡）についての給付は、災害共済給付制度がこども医療費支給制度よりも優先します。
・今年度加入した児童・生徒（小1・中1）については、次年度以降（小2～小6及び中2～中3）は、保護者負担金の納入をもって契約更新させていただきます。
- ※ その他ご不明な点は、学校または教育委員会にお問い合わせください。
狭山市教育委員会 学務課 TEL04-2953-1111 内線5654～5656

切 り 取 り 線

同 意 書

(宛先) 狭山市教育委員会教育長
日本スポーツ振興センター「災害共済給付」への加入に同意します。

平成 年 月 日

小・中 学校

1年 組 児童生徒氏名

保護者氏名 印

平成28年度 就学援助のお知らせ

狭山市では、経済的な理由により公立小・中学校で必要な学用品の購入や給食費の支払が困難な保護者に対して、必要な費用の一部を援助しています。

今回の申請は平成29年6月までの分となります。7月以降の分は改めて申請が必要となります。後日改めて申請書等を配布いたします。

1. 対象となるご家庭

次のいずれかに該当し教育委員会が認める方

- ・生活保護が停止又は廃止となった世帯
- ・市民税が非課税となった世帯
- ・児童扶養手当を受けている世帯（※特別児童扶養手当ではありません。）
（年度途中で児童扶養手当が支給停止になった世帯（継続できなかった世帯）で、就学援助の継続を希望する場合は、改めて審査をする必要があります。）
- ・世帯全員の所得額の合計が狭山市教育委員会の定める基準額未満の世帯
（裏面の表1に所得基準額の目安を載せています。世帯構成・年齢・住宅形態等によって所得基準額は異なります。）

2. 援助の内容

- ・学用品費等・新入学学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費※・医療費（う歯・結膜炎・中耳炎など指定された疾病のみの治療が無料となります）・生徒会費
- ※給食費については、認定が確定するまで保護者の口座から引落としされます。
（給食費の口座振替・返金などの取扱いについては、各学校にお問い合わせください。）

3. 申請書の配布と申請場所

- ・申請書の配布：各小中学校
- ※狭山市ホームページよりダウンロードできます。また市役所学務課でも配布しています。
- ・申 請 場 所：平成29年4月から在籍する小中学校
（同一世帯に小学生と中学生がいる場合は、いずれかに1部のみ提出して下さい。）
※平成28年度と平成29年度で在籍する小中学校が異なる場合は、どちらでも提出できます。

区 分	受 付 期 間	認 定 日	結果通知日
年度当初申請 （平成29年4月支給分～ 平成29年6月まで）	平成29年2月1日～平成29年4月14日	平成29年 4月1日	平成29年 5月中旬（予定）
年度途中申請 （平成29年5月支給分～ 平成29年6月まで）	支給希望月の前月末日	申請日の翌月1日	申請日の翌月中旬

※小学生の児童がいるご家庭が2月中に申請した場合は、3月認定（3月～6月）の審査をいたします。

※郵送での申請は受け付けていません。

※書類に不備がある場合は、申請の受付は保留となり、書類が整った時点での受付となります。提出の際は記入漏れなどが無いか今一度ご確認ください。

※平成28年度より、認定期間が平成28年7月～平成29年6月に変更となっています（中学3年生のみ平成29年3月まで）

※平成28年度就学援助認定世帯は、平成29年6月まで継続して認定します（同世帯の新1年生含む）申請は不要です。

【裏面もご覧ください】

4. 申請手続き

・「平成28年度就学援助申請書」と下記5に該当する「添付書類」を提出してください。

※前年中の収入の有無にかかわらず所得の申告後に申請してください。

(未申告の方がいる場合は書類が整っていないとみなし、申請を受付できません)

(20歳以上の方は全員、所得の申告をしていただくか、課税証明書等をご提出してください。)

5. 添付書類

・預金通帳等のコピー

※金融機関名及び金融機関番号・支店名及び支店番号・口座番号・名義人の確認できる部分

※学校長に就学援助費の受領を委任される方は、学校長への委任状が必要となりますので、学校にお問い合わせください

・住宅の賃貸契約書等のコピー

(賃貸住宅等で、家賃を支払っている方(生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯は提出不要です))

※同一世帯の方が契約者で、家の住所、家賃の金額がわかる最新のもの

※住宅ローンの返済金は対象外ですので、提出の必要はありません。

※特に契約書を交わさずに家賃を支払っている方は学務課にお問い合わせください。

・所得に関する書類(生活保護世帯を除き、下記の区分に該当する方。)

区 分	4～6月分の申請
児童扶養手当を受けている方	最新の「児童扶養手当証書」のコピー ※下記の源泉徴収票や申告書の写し等は必要ありません。
●給与収入のみの方 ●課税対象の年金収入のみの方 ●確定申告または市民税・県民税申告をした方	(平成28年1月2日以降に狹山市に転入された方がいる場合のみ) 1月1日現在の住民登録地発行の [平成28年度課税(非課税)証明書] 又は [平成28年度市区町村民税税額決定通知書]
非課税所得がある方 (遺族年金・障害年金など、 課税対象にならないもの)	平成27年1月分～12月分の、非課税所得の合計金額がわかるもの(年金額改定通知書など) 養育費の金額等を証明する書類

※上記書類以外にも世帯構成など状況に応じて別途収入の有無を証明する書類を提出していただく場合があります。

6. 注意事項

・申請書と添付書類を提出後、内容を確認した際に、世帯の状況に応じて追加の書類提出を依頼することがありますが、その場合依頼した書類が提出されてからの受付・審査になります。指定した期日までに提出されない場合は、認定開始月が遅れ、就学援助費が減額になることがありますので、余裕をもって申請書等の提出をお願いします。

・認定後に住所移動・児童扶養手当の廃止など、世帯の状況に変更があった場合は、必ず学務課までご連絡ください。場合によっては就学援助費を一部返金していただくこともあります。

(参考) 表1 所得基準額の目安(平成24年度の生活保護基準額の1.3倍未満)

世帯人員	世 帯 構 成	前年の世帯の所得額
3人	母35歳・子8歳・子7歳	2,969,000 円未満
4人	父38歳・母35歳・子12歳・子8歳	3,212,000 円未満
5人	父43歳・母40歳・子15歳・子10歳・子3歳	3,488,000 円未満

※所得額とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額をいいます。また世帯状況によって、養育費等の加算や家賃の控除を行います。

※所得額はあくまで目安です。詳しくはお問い合わせください。

<問い合わせ> 狹山市教育委員会学務課学事担当

☎04-2953-1111 内線5656

平成 28 年度 就学援助費支給申請書

※太線の中をはっきりと記入してください。

認定年月日 平成 年 月 日

(あて先) 狭山市教育委員会				申請年月日 平成 29年 2月 22日		電話	
就学援助費の申請について、次の通り申込みます。				学校へ提出した日を記入		080-1111-1111	
また、この申込みによる就学援助の認定のために、市が保有する個人情報の利用に同意します。						2953-1111	
申請者 (保護者)		住所 狭山市 狭山1-1-1		氏名 狭山 一夫		※日中つながりやすい番号を記入してください	
支給方法 (いずれかを○)		現金 ... 学校長への受領委任払いになります。委任状を添付してください。					
		振込 ... 振込先のわかる通帳等の写しを添付し、下記に記入して下さい。(昨年度と同じ口座を希望する場合は記入は不要です)					
金融機関名		支店名		普通預金口座番号		普通預金口座名義(カタカナで記入)	
さやま教育銀行		狭山支店		7654321		サヤマ カズオ	
世帯構成 (生計を同一にする者全員)	No.	氏名	続柄	生年月日	平成29年4月以降の勤務先または学校名・学年	備考	所得額
	1	狭山一夫	申請者	S50.12.22	狭山商事		
	2	狭山教子	妻	S54.1.3	狭山商店(パート)	28年11月就職	
	3	狭山 学	子	H12.7.22	狭山育英高校		
	4	狭山育美	子	H15.5.5	狭山第一中2年		
	5	狭山英助	子	H22.11.11	狭山第三小1年		
	6	狭山茶太郎	父	S21.6.9	農業	住民票は別	
	7	狭山花子	母	S15.3.31	無職		
	8						
	9						
住宅の状況				1. 持家 2. 借家 3. その他()		所得額 計	
				2か3で家賃を支払っている場合... 月額 65,000 円			
※申請年月日現在に該当する項目に☑をつけてください 特記事項 - 生活保護を受給している ☐ - 児童扶養手当を受給している ☐ - 前年度狭山市で就学援助を受給している ☐							

印鑑が必要になります。
印鑑が無い場合、左記のようなサインでもかまいません。

29年度の学年を記入してください

借家の場合、賃料のみを記載して下さい。
(共益費・駐車場代等は含みません。)

住民票は別で、生計が同一の場合、備考欄に理由を記入してください。(住民票は別、単身赴任など)

平成 28 年度 就学援助費支給申請書

※太線の中をはっきりと記入してください。

認定年月日 平成 年 月 日

(あて先) 狭山市教育委員会 就学援助費の申請について、次の通り申込みます。 また、この申込みによる就学援助の認定のために、市が保有する個人情報の利用に同意します。				申請年月日 平成 年 月 日		電話 ① _____ ② _____	
申請者 (保護者) 住所 狭山市				氏名		印	
支給方法 (いずれかを○)				現金 … 学校長への受領委任払いになります。委任状を添付してください。 振込 … 振込先のわかる通帳等の写しを添付し、下記に記入して下さい。 (昨年度と同じ口座を希望する場合は記入は不要です)		※日中つながりやすい番号を記入してください	
金融機関名				支店名		普通預金口座番号	
						普通預金口座名義(カタカナで記入)	
世帯構成 (生計を同一にする者全員)	No.	氏名	続柄	生年月日	平成29年4月以降の 勤務先または学校名・学年	備考	所得額
	1		申請者				
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
10							
住宅の状況				1. 持家 2. 借家 3. その他() 2か3で家賃を支払っている場合… 月額		所得額 計	
※申請年月日現在に該当する項目に☑をつけてください							
特記事項							
・生活保護を受給している ☐ ・前年度狭山市で就学援助を受給している ☐							
・児童扶養手当を受給している ☐ (※児童扶養手当の証書のコピーをつけてください。) ・児童扶養手当を受給している ☐							